アブドッラージクはイスラームの伝統からカリフ制を廃止することを目指して いる。彼はカリフがイスラーム国家の象徴であるとされてきたが、イスラーム 社会にはカリフ制が全く必要でないうえ、純然たる伝統のなかにはカリフ制 に依存するものはないと論じている。

最後に、専制君主により発生した権力争いに対する美濃部とアブドッラー ジクの態度について指摘したい。両者は、それぞれの国で起こった政治・ 権力争いや独裁政権により国民が苦しんできたことに対する見解が、極端に 異なっている。美濃部は、天皇又は将軍が中心の伝統的君主制により起こった 権力争いや、国民を苦しめた不平等や抑制に関して、特に何らかの意見を 述べることはしていない。これに対し、アブドッラージクは積極的に被害を 列挙している。そして伝統的君主制による抑圧に対抗するという明白な態度 を貫き、専制君主制を廃止することを本願にしている。

#### 結論

『憲法講話』と『イスラームと統治』の内容を考察しきたように、美濃部 とアブドッラージクの啓蒙の目的は君主の絶対性を制限(撤廃) することで あった。そこで両者が目指した啓蒙対象は類似している。アブドッラージク は、一○年間にわたり裁判官として働きつつ、イスラーム国家とその統治、 そして歴史について調べた結果を本書に記し、知識のない一般のムスリムに 啓蒙しようとした。彼の目的は、統治と政治に関する正確な知識を普及し 不確かな解釈を斥け、未だ明らかになっていない事実を探求し、そして事実 であると誤認されてきたことの訂正を通して、政治と統治についての正しい 理解を一般に広めることであった65。



Hassan Kamal Harb (ハサン・カマル・ハルブ)

大阪大学大学院言語文化研究科博士。現在エジプト国立 カイロ大学文学部日本語日本文学科准教授、兼ミスル科学 技術大学日本語学科学科長、兼エジプト国立ガラーラ大学 平和記念センター所長。主要研究は近代啓蒙思想、日本 とエジプトにおける近代化。

著書は、《共著 明治史講義》2022年、《文化・情報の 結節点としての図像絵と言葉でひろがる近世・近代の 文化圏》(共著) 2021年、《学問のすすめ アラビア語翻訳 版》2021年、《「中津留別之書」 一多言語で読む福澤諭吉》 2021年などがある。論文は、「福澤諭吉の見聞記における 西洋文明の利器―『西洋事情』と『西洋旅行案内』を中心 に─ | 2022年、「近代日本とエジプトにおける進化論の

受容に関する一考察 | 2022年、「生麦事件の発生原因に関する一考察 - 当事者の新たな証言 を中心に | 2021年、「小幡篤次郎の啓蒙活動の礎に関する再評価: 『天変地異』を中心に | 『福沢諭吉年鑑』2020年などがある。

(9)

一方、美濃部は一般の日本人に憲法的な知識の要点を分かり易く啓蒙する 著書を執筆することを本願としており、師範学校中学校の教員に憲法の大意 を講義したことが、『憲法講話』執筆のきっかけになったと懐述している66。 同書の執筆目的の一つは、「帝國憲法の趣旨を闡明し健全なる立憲思想を 普及せんとすることに於ては其の目的を同じうす。若し本書に依りて多少 なりとも此の目的に資することあらば余の本懐之に過ぎず。」と強調して 述べている<sup>67</sup>。しかし、美濃部とアブドッラージクはこうした啓蒙の際に 葛藤が見られる。その葛藤は、両者が西洋の鏡に自国の政体を映して自己の 伝統を色付けながら統治の知識を統合しようとしたことから生じたもので あった。

以上のことから、これまで法学者、憲法学者として見做されてきた美濃部 達吉の新たな一面について明確になった。法学や憲法学等の専門家向きのみ ならず、一般の日本人にこれらの知識を分かり易く紹介した美濃部は、啓蒙 的な思想家としての側面も持っていたと見做すべきであると筆者は考えて いる。二人の啓蒙のあり方の違いとして、アブドッラージクが啓蒙の対象と したのが字の読めるエリートだったのに対し、美濃部は字の読める民衆まで 対象としていたことが挙げられる。そのため、美濃部の場合はかえって伝統 的な君主権力の否定を主張することができなかったといえよう。日本では すでに文字の読める民衆が多く、天皇の絶対性についてもある程度理解が 浸透していた。美濃部は、それ(日本国体)を前提としたうえで、立憲主義 を日本に根付かせようとした。それが、美濃部による憲法政治の啓蒙だった のである。

(了)

- 53. 『近代天皇制と宗教的権威』同盟舎一九九三 年三月、三六-七頁
- 54. Emara Muhamed, Ma'rakat Al-Islām wa Ushûl al-Hukm, Dar Alshuruk 1989, pp. 15-22, (山口直彦、『新版 エジプト近現 代史――ムハンマド・アリー朝成立から ムバーラク政権崩壊まで――』、世界歴史 叢書、二○一一)を参照
- 55. Alhamd Muhamad, Qira'āt fi Kitāb Alislām wa Ushûl al-Hukm, Fahd Alriyad 2013, p. 11
- 56. Alkhouly Safar, Al-almāniyya nasha'ateha wa tataworeha wa athāreha fi al-hayya al-islāmiyya, Al-dar al-salafiyya P.582
- 57. Kuthrāni Wajih, Aldawla w Alkhilāfa fi Alkhitāb Al'arabi, Dar Altalie'a Liltibae'at w Alnashr 1996, p. 13

- 58. 『憲法講話』、三六 九頁
- 59. Albahhei Muhamed, Alfikr Al'iislāmii Alhadith w Selatuh bi Alistiemār Algharbi, Wahbba Cairo 2005, pp. 206-7
- 60. 『憲法講話』 二六頁
- 61. 『イスラームと統治』、一三七頁
- 62. Ma'rakat Al-Islām wa Ushûl al-Hukm, p. 16
- 63. Salah zaki, 'Aelam Alnahda Alararbyya Al'iislamyya fi Alasr Alhadyth, Markaz Alhadara Alarabyya 2001, p. 139
- 64. 『憲法講話』四九頁
- 65. 『イスラームと統治』、「序」
- 66. 『憲法講話』、二頁
- 67. 上掲書、四頁53. 『近代天皇制と宗教的 権威』同盟舎一九九三年三月、三六 - 七頁

EURO-NARASIA Q

(10)

アブドッラージクは上記のイスラームの伝統的な考え方を否定してはいない が、イスラームの十壌で育ったカリフ制より、ヨーロッパの十壌で成長した 統治制のほうがイスラームとムスリムには適切であるとの主張は、筆者には 不可思議に感じる。彼は、イスラームでは自由や平等などの価値が尊重されて いるので、イスラーム社会には西洋の政治体制が適切であると論じている。 ここで彼が取り上げている自由と平等の意味についての詳細な説明はされて いないが、民主主義の必然的価値である自由と平等と、コーランに述べられて いる自由の意味が、根本的に相違していると考える方が自然である。しかし、 アブドッラージクはその違いを考慮に入れず、関連付けて適合性を見出して いる。また、アル・パッヘイ氏が述べるように、アブドッラージクがイス ラーム共同体の統一的象徴であるカリフの正当性を批判することにより、 イスラームの公益が侵害され、イスラーム共同体の統一崩壊に繋がること までを考慮に入れていたかは、氏と同じく筆者も疑問に思う点である59。

## (4) 政治体制を考える基準

両者は、様々な政治体制の種類について分別して紹介しているが、政体の 適切性を考える基準は異なっている。美濃部は、政体の種類とその特色、 沿革に関して解説する際に、「歴史・社会の個性」と「文明の進歩」の二つの 基準に基づいている。まず、前者は、国家の機関組織は各国によって異なり、 その多くは各国の歴史的な事情によって定められる。そのため、国家の政体 も国によって異なり、また同じ国家であっても時代によって変遷するものも ある。二つ目の基準は「文明の進歩」である。美濃部は、国家の政体を国家 最高機関の組織によって「君主政体」と「共和政体」に分けている。共和 政体は多数の人が集まってつくられた合議体が国家の原動力となるのに対し、 君主政体はただ一人のみが権力を掌握した政体であり、単純で幼稚な社会で 行われる。そして「君主が他の機関から少しの制限をも受けず、任意に總て の国政を行ひ、君意が即ち国法なりといふやうな有様は、最早遠く過ぎ去った 時代」のものである。近代になって、「個人の自由が尊重せられ、国民の自覚 心の起って來た時代に於ては到底行はるべき所ではない。60」と述べるところ から、美濃部が「個人の自由」と「国民の自覚心」を進歩(進化)の基準と していることがわかる。

一方アブドッラージクは、イスラーム国家に適切な政治として、共同体の 公益を果たし、イスラーム法とその儀式を実践するものであれば、どのような 政体でも良いと考えている<sup>61</sup>。ここでの問題は、イスラーム法と儀式を実践 することを満たす体制は、彼が勧めている民主制に当てはまるかである。 「信仰の自由」を尊重する民主制下では、多宗教の中でイスラーム法のみを 施行することは、本来の「自由」という概念から逸脱しているように感じ

(7)

られる。また、イスラームと近代文明を融合させることはアブドッラージク の目標ではないという評価もある。例えば、エマーラ氏は、アブドッラージク が『イスラームと統治』を執筆した動機は宗教的改革ではなく、政治的で あったと考察している<sup>62</sup>。ザキー氏は、<sup>1924</sup>年にカリフ制が廃止されたことに 伴い、エジプト国王をカリフにしようとする運動に抵抗する政治的動機を 持って同書を執筆したと評している63。

## (5) 専制君主への態度

両者は専制君主の絶対的大権に対し否定的な態度を貫き、西洋の議会制度 の採用を主張しているが、目標としている最終的な形態は異なる。両者は、 専制君主制が歴史的に継続してきた事実を否定はしないが、どのように新しい 時代に適合させるかで見解が分かれていく。美濃部が、「日本が万世一系の 天皇を上に戴いて」いたと提唱してきたことについては、すでに前章で述べて きた。また彼は、日本人共同体としての象徴である皇室は絶えることなく 続くと強調している64。

一方アブドッラージクも、十三世紀に渡り継続してきたカリフ制は、イス ラーム世界に浸透していたと認めている。イスラーム国家という形態が誕生 して以来、イスラーム共同体も同時に発生し、預言者そしてその後継のカリフ 達は国家と人民とそれにまつわる全てのこと(説により人命まで)を所有 して服従させてきた。こうした絶えることなく延々と継続してきた事実を 認めているアブドッラージクの態度は、美濃部とほぼ同様である。

しかし、両者の相違は、その事実に対する対応の仕方である。美濃部は、 世界の歴史における比類のない天皇制を背景にして、天皇の大権を語り、 間接的に君主に対する制限を目指している。一方アブドッラージクは、カリフ 制とイスラーム共同体との関わりは歴史的な事実であると認めているが、 伝統の再考、そして近代合理主義に基づいて検討するとき、こうした君主制 には実用性・必要性がないという結論に至った。彼は、カリフはイスラーム 共同体の象徴であり、アッラーとムハンマドの代理人であるという考えが イスラーム世界に広がっているが、最早この時代には適切ではないというの である。ここで言えるのは、美濃部とアブドッラージクの相違は、あくまで 過去と現在に対して彼らが何を合理的と見なしたかの違いだということで ある。

また、専制君主に対する両者の否定の仕方も相違している。美濃部は、 近代にいたるまで、日本史においては絶対権力による政治などなく、必ず 天皇の権力が制限されてきたと論じている。彼は天皇が象徴であることを 主張し、「天皇は国家の最高機関である」と強調している。これに対して、

(8)

状況打破の策として世俗的なモデルを採用したと主張している57。

筆者の見解では、アブドッラージクの重要な論点は、政教分離を勧める だけではなく、政教分離をイスラーム化し、イスラームの原理とすることで あると考えている。彼は、専制君主制を否定するため、イスラームからカリフ 制との関係を切り離し、ムスリムは先進諸国の政治制度を採用するように 勧めている。

#### (2) 説明パターン

美濃部とアブドッラージクが君主という対象に対し、何を優先したのかを 考えなければならない。『憲法講話』の大枠は、天皇を中心とした近代憲法 と天皇制についてわかりやすく解説している。一方アブドッラージクは、 イスラーム国家と、その中心とされているカリフ制について解説している。 両者の相違は、対象への対策とその背景となる基準、及び解説の順位である。 アブドッラージクは、イスラーム君主政権から発生する害を真っ先に紹介し、 それを激しく批判しつつ、ヨーロッパの民主制の美点と功績を紹介している。 一方美濃部は、近代国家の定義や、様々な政治体制の種類を紹介した後、 あくまでも間接的に、君主の絶対権力を制限する必要を説いている。つまり、 両者の目指す結果は同じであっても、アプローチの方法とその優先順位に 違いがみられるのである。

おそらくこうした相違点は、日本とエジプトの社会的状況から発生して いるのではないかと考えられる。日本では、識字率が高く憲法や政治体制 などに関する知識を少なくない数の国民が持っていたため、上記の解説方法 が国民に有効に浸透したと考えられる。一方、エジプトでは識字率が低く、 近代国家や憲法、政体などの知識は広がっていなかった。また、エジプト ではキリスト教社会と見做されている西洋由来の制度を紹介するより、イス ラームの統治の根本であるカリフ制の正当性を破壊したほうが国民により 有効であるとアブドッラージクは考えたのではないか。こうした違いは、 両者の解説のパターンにもみられる。

#### (3) 西洋式の統治と伝統の統合・葛藤

美濃部とアブドッラージクの両者は、西洋の土壌で成長した民主化に 基づく立憲制を支持しながら、それと性質的に全く異なる天皇制とカリフ 制への応用を試みている。もっとも美濃部が議会制によって国家の政治が 行われる西洋の民主主義を首肯しながら天皇制の正当化につとめているのに 対して、アブドッラージクは西洋の民主制を基準とし、カリフ制を一種の

(5)

独裁政権として批判している.

美濃部は、「天皇は天ツ日嗣と仰がれ、子孫永く此の国に君臨し給うて、 皇統連綿天壌と倶い窮まりなかるべきことは、と固く国民は確信をなして 居るのであります」と述べ、皇室は絶えず続くべきとの前提を持つ。この ような神政・親政に基づく天皇制の正当性を主張している一方で、民主化に 基づく西洋の立憲制が最適であると考えている。彼の理論を単純に考えると、 日本は君主が国家の元首であり、議会は国民の代表者から成り、立法と司法 と行政は独立しているのだから西洋と一致しているように見受けられる。

しかし、実際にこの政治制度(天皇制)の機関の働きや、機能と権力の範囲 などを見ると、イギリスの立憲制や、君主の権力、議会の議決、内閣の決議 などとはかなり相違している。そのため、美濃部がヨーロッパの土壌で展開 してきた立憲制度と、日本の伝統的統治制度とを結び付けたとしても、何ら かの歪みが生じてしかるべきである。

例えば、イギリスの憲法と同様に、日本の立憲制でも君主の大権は制限 されていると解説する際に、以下のような不適合が生じる。日本において、 法律を成立させる際や、裁判や行政を行う時、それぞれ独立した機関に裁量 があるため、天皇が勝手に選ぶことなどできない。しかし、国家権力の最高 の源は「万世一系」の天皇「御一人」であるので、天皇の「御裁可」を得な ければ、上記は成立しないという記述は、現状と理論との間に矛盾が生じて いる。

彼は、日本の元老院は中世欧州の特権ある階級の会議に類似していると 主張し、また近代日本の立憲政体をイギリスの立憲制に関係づけようとして いる58。イギリスの近代憲法(とりわけ一九一一年の議会法)では、法律が 議会(庶民院及び貴族院)を通過した後、国王の裁可を得て議会制定法と なるが、イギリスの王は現人神ではなく、実に国家の元首であり、司法・ 行政・議会は独立している。これに対して、日本では現人神である天皇が 「万世一系」と憲法に記され、議会においては議員らが憲法改革案を出すこと ができない。つまり、日本とイギリスにおける君主の制限には明白な差が あり、決して同様であるとは言い難いのが実情である。また明治憲法は、 イギリスの憲法ほど自由の保障や、法の支配、権力の分立、人民主権などが 認められていなかったので、美濃部の憲法における理念と実際にはギャップ があるのではないかと考えられる。

一方イスラームでは、万物は、存在的また認識的にアッラーの意志を具象 化するコーランに帰すことが信仰の根本である。西洋式の政治では、人間 同士が有する価値体系の照合が必要であるのに対して、イスラームではコー ランとスンナに記述された、神的(超越・無謬)価値体系が必須である。

## ■前回(vol. 24)の概要

#### 第一章 :『憲法講話』の内容

- (1) 君主の種類と日本の特殊性
- (2) 帝国の政体と天皇の位置づけ
- (3) 立憲制と君主

# 第二章 :『イスラームと統治』の内容

- (1) イスラームの君主(カリフ)の正当性
- (2) イスラームにおける政治体制とその適切性

(3)

- (3) 政教分離
- (4) カリフ制の実用性

《続き》

# 第三章:『憲法講話』の特徴(『イスラームと統治』と比較して)

前章までに取り上げた『憲法講話』と『イスラームと統治』についての 論述で触れてきたように、美濃部とアブドッラージクは、専制君主制に反対 しつつ、西洋の立憲君主制について啓蒙していることが明らかである。本章 では、両者が用いた説明パターンや、政治的社会背景、西洋式の統治と伝統 の統合との葛藤、そしてその基準を考察する。

#### (1) 社会背景

日本においては、明治憲法が発布され、第一条と第四条という天皇の二重 構造が実現した。憲法の発布と前後して、議会や内閣といった西洋式近代 国家の要素が定まったが、実際は君主の絶対性をはじめ、司法、行政、軍事 の分離・独立や、選挙制度などの問題が解決されていなかった53。美濃部は、 こうした絶対性を制限した内閣制度を推奨している。しかし一方、彼は天皇 の神聖かつ絶対的とされた地位について触れず、「天皇は国家の最高機関」 として在り、立法権、司法権と行政権が分立した議会政治を主張している。

一方、アブドッラージクの主張は美濃部と異なり、伝統との直接対決をはっ きりとした態度で貫いている。エジプトは、一九一九年にイギリスに対して 革命を起こした後、一九二二年に独立王国として建国を宣言した。そして 翌年に憲法が発布され、立憲政体が採用された。ところが、翌年にオスマン トルコ帝国でカリフ制が廃止された結果、エジプト国王の希望とアズハル 学長、政治家の助言によってカイロをカリフ統治制の首都にし、エジプト 国王を次のカリフにしようとする運動が並行しておこるようになった<sup>54</sup>。

アブドッラージクはこの状況に対抗するため、一九二五年に『イスラーム と統治』を刊行し、イスラームの伝統に依存しているカリフ制を否定した。 ムハンマドの時代から近代に至るまで続いた専制君主制の継続が、イスラーム 社会に数えきれない権力争いを巻き起こし、社会は衰退した。そしてムスリム は不平等に扱われ抑制されたと論じている。

アブドッラージクの目的について、アル・ハマド氏は、政治的ではなく、 イスラームの原理を破壊することであったと評している55。アルホーリ氏は、 コーランとスンナを用い、カリフ制の正当性を否定することが彼の目的で あったと論じている56。クスラーニ氏は、西洋諸国が発展・強国化するのに 対し、イスラーム諸国における衰退に危機感を抱いたアブドッラージクは、 イスラームに基づいて近代化を実現させることは不可能であると自覚し、

# study on Minobe Tatsukichi's "Lectures on the constitution" — in Comparison to Ali'Abd-ul-Rāziq "Islam and Foundations of Governance'

#### **Hassan Kamal HARB**

#### Abstract:

Previous studies on Minobe Tatsukitchi (1873-1948)'s interpretation of the emperor's position in Meiji Constitution focused on "the Emperor Organ theory incident", and his view of "the state authority theory". In addition, most of these studies mainly relied on Minobe's writings published along after the Taisho era, and dealt particularly with the above mentioned theories as a confrontation between the democratization and fascism.

In this paper, while introducing the contents of Minobe's book "Lectures on the constitution", I explore the ideas of enlightenment in Minobe's thought. On the other hand, from an Egyptian perspective, I compare between Egyptian modern scholar, Ali'Abd-ul-Rāziq (1888-1966)'s book "Islam, and Foundations of Governance' and Minobe's above-mentioned book. There are a lot of similarities between Minobe and 'Abd-ul-Rāziq. They were scholars of law and parliamentary. Both of them went to Europe and received a Western education. After return, they similarly started to discuss the position of monarchs' sovereignty and its legitimacy. However, the most point of similarity between them is their attitude towards their traditions, reevaluating the customs while using Western standards. Moreover, both of them similarly discuss in their books, the issue of limiting or abolishing the absolute powers of the monarch, approving Western governance. While Minobe tries to limit the emperor's sovereignty under the Meiji Constitution, 'Abd-ul-Rāziq seeks to abolish the tyranny of the Islamic ruler. On the other hand, both were severely criticized, their books were banned, and they have been prosecuted (offense to monarch or tradition).

This paper consists of three chapters. In the first and second chapters, I introduce the contents of Minobe's and 'Abd-ul-Rāziq's books, explaining their ideas about the absolute monarch, examining how they enlighten their own people. In the third chapter, I clarify the differences and similarities between Minobe and 'Abd-ul-Rāziq, tracing why and how they differ.

#### **Keywords**

Modern Japan, Enlightenment, West, Emperor, Caliphate, "Lectures on the constitution"," Islam and Foundations of Governance", Tradition, absolute monarch, restriction/Abolition

# 美濃部達吉の『憲法講話』に関する一考察 ---- アリー・アブドッラージクの『イスラームと統治の諸基礎』 と比較して ----

ハサン・カマル・ハルブ

#### 要旨

明治憲法発布後の、日本国家における天皇の位置づけにおける美濃部達吉の解釈に関する先行研究は、戦前の天皇機関説事件や、国家法人説が中心である。また、従来の研究は、民主化とファシズムへの対立として天皇機関説を取り上げるか、大正時代以降に刊行された美濃部の著作を研究対象にしたものが多い。

これに対し本稿は、明治末期以来美濃部が国民の啓蒙に励んだという側面に注目し、研究の余地が未だ多くある美濃部の著作の一つである『憲法講話』を研究対象とし、美濃部の君主権の議論の是非を再検討する。またその際には、筆者がこれまで日本とエジプトの近代化について研究してきたエジプト人の観点から、美濃部の議論をより明白に把握するため、同時代のエジプトの法学者、アリー・アブドッラージクの著作『イスラームと統治の諸基礎』と比較する。美濃部とアブドッラージクは共に法学者であり議員も務め、ヨーロッパ留学後、君主の位置づけに関して論じている。しかし、両者の最たる共通点は、西洋を基準としつつ、伝統を考え直したことである。ヨーロッパから帰国した二人は、西洋型を参考しつつ、伝統に基づく君主の位置づけの見直しを模索し、議論しているのである。

両著では、西洋式の統治を参照して、君主権力を制限するか撤廃するかという課題が議論されている。美濃部が、明治憲法における天皇の大権を制限することにつとめているのに対して、アブドッラージクは、イスラーム国家における専制君主制の廃止を目指している。また両者は、共に政権に非難され、著作が発禁処分となり、君主に対する不敬罪として起訴されている。このような西洋型の適応につとめた両者の、君主権力を制限(撤廃)する考え方を再評価することによって、美濃部の考えがより明瞭になるのではないかと考えている。

#### キーワード

近代日本、啓蒙、西洋、天皇、カリフ、『憲法講話』、『イスラーム統治』、伝統、絶対 君主制限・廃止





左:アリー・アブドッラージク (1888-1966) 右:『イスラームと統治の諸基礎』 (1925)

(2)

(1)